

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年3月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500520号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2500041号

第1 結論

昭和44年7月から昭和48年12月までの請求期間及び昭和52年8月から昭和55年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和44年7月から昭和48年12月まで
② 昭和52年8月から昭和55年6月まで

請求期間①について、私は、昭和44年7月頃にA市役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、自宅に送られてきた納付書により国民年金保険料を同出張所で納付していた。

請求期間②について、私は、昭和52年8月に帰国後B市に居住し、国民年金の加入手続きについては覚えていないが、自宅に送られてきた納付書により国民年金保険料をC郵便局で納付していた。

請求期間①及び②が国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)がこれまでに二つ払い出されている。

一つ目の国民年金番号「*」(以下「番号1」という。令和7年1月21日に基礎年金番号へ統合)の記録については、社会保険事務所(当時)が作成した国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)に記載された請求者の国民年金の被保険者資格取得年月日(昭和35年*月*日)及び同喪失年月日(昭和38年4月1日)はオンライン記録と一致しており、被保険者資格を喪失して以降、国民年金に加入した記録は確認できない。

二つ目の国民年金番号「*」(以下「番号2」という。現在の基礎年金番号)の記録については、特殊台帳、番号2が払い出されたD市の国民年金被保険者名簿及び請求者から提出された番号2に係る年金手帳において、請求者が昭和55年7月28日に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得した旨がいずれも記載されており、これらの記載内容はオンライン記録と一

致している。

これらのことから、番号1においては、国民年金の被保険者資格を喪失した昭和38年4月1日以降、国民年金に加入した記録は確認できず、番号2においては、昭和55年7月28日に国民年金に任意加入するまでは国民年金に加入した記録は確認できないため、請求者は、請求期間①及び②において国民年金に未加入であり、制度上、納付書は発行されず国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に番号1及び番号2とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求期間①当時に請求者が居住していたとするA市及び請求期間②当時に請求者が居住していたとするB市は、当時の国民年金に係る資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。